

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



## Q1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

## Q2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

## Q3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

## Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い  
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を  
することが困難

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

## Q 5 早めの対応が必要ですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介するマンガや、相続登記の手続を案内するハンドブックも、提供しています。

法務省・法務局の名称を  
不正に使用した勧誘や  
架空請求などに  
ご注意ください

詳しくは、こちらの  
法務省ホームページ  
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

# 相続登記はお済みですか?

～相続登記・遺産分割を進めましょう～



令和6年4月1日から

## 相続登記の申請が義務化されました

・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは…

[不動産を相続した方へ](#)



不動産に関するルールが大きく変わります！

※ 全国で**所有者不明土地**が増えています。

公共工事や災害復旧が進まないなど、周囲にも悪影響が…

### 相続登記の申請の義務化など

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、**10万円以下の過料が科せられる可能性があります。**
- ・相続登記の申請義務を果たすための「**相続人申告登記**」も設けられました。
- ・相続登記について、**登録免許税が免税される場合があります。**

※ そのほかのルールも段階的に変わります！



詳しくは…

[なくそう所有者不明土地](#)



令和5年4月  
から段階的に実施しています！

相続した土地を国が引き取る制度が始まっています！

### 相続土地国庫帰属制度 (令和5年4月27日から)

① 承認申請



※ 諸手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が**10年分**の土地管理費相当額の**負担金**を納付



④ 国庫帰属

重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

(例) 建物や障害物のある土地

・土壤が汚染されている土地

・権利などで争いのある土地 など



詳しくは…

[相続土地国庫帰属制度](#)



法務局の

# 相続に関する制度のご紹介



自筆証書遺言書を法務局で保管できます

## 自筆証書遺言書管理制度

死亡前

作成した本人が遺言書保管所に来庁して手続



死亡後

交付請求

遺言書情報証明書

遺言書保管事実証明書

1

2

3

検認不要

家庭裁判所

法定相続人

関係相続人等

- ①関係遺言書保管通知  
②死亡時通知

より便利に！ 法定相続人の一覧図を証明します

## 法定相続情報証明制度

死亡後



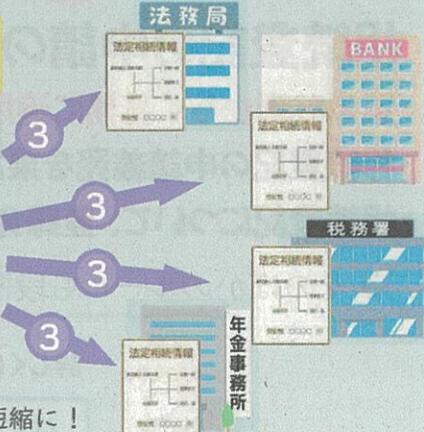
数日後



法定相続情報一覧図の写し

無料で必要な  
通数を交付  
(5年間再交付可)

法定相続人等



ポイント 相続手続がいくつもある場合、時間短縮に！



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省



法定相続情報 法務局



お問合せは、お近くの法務局へ

登記申請に関する手続案内は、対面、電話、ウェブ（本局のみ）で行っています。

登記手続案内は完全予約制ですので、前日までにご予約をお願いします。

名古屋法務局手続案内



◎ 登記手続案内時間（土・日・祝日・年末年始の休日を除く。）

9時から12時まで ※ 受付時間は9時から11時30分まで

13時から16時まで ※ 受付時間は13時から15時30分まで

◎ 登記手続案内の予約方法

【対面・電話】管轄の法務局へお電話ください。

【ウェブ】法務局手続案内予約サービスにて、ご予約ください(24時間予約可)。

手続案内予約サービス



※個人での手続が難しい方は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士など、専門家への相談を御検討ください。

自筆証書遺言書保管制度を御利用ください！



あなたの作った

# 遺言書

を

法務局がお預かりします！



- 法務局で、「安心・確実」に保管します。
- 紛失、改ざん、亡くなった後、相続人に遺言書が発見されないなどの心配はありません。
- 保管手数料は、「3,900円」です。
- 家庭裁判所での検認手續が不要です。
- 死亡後に、遺言書が保管されていることを、申請時に指定された方へ法務局から通知します。

【愛知県内の遺言書保管所一覧】詳しくは最寄りの法務局へお問合せください。

- ❖ 名古屋法務局供託課 052-952-8184
- ❖ 春日井支局 0568-81-3210 ❖ 津島支局 0567-26-2423
- ❖ 一宮支局 0586-71-0600 ❖ 半田支局 0569-21-1095
- ❖ 岡崎支局 0564-52-6415 ❖ 刈谷支局 0566-21-0086
- ❖ 豊田支局 0565-32-0006 ❖ 西尾支局 0563-57-2622
- ❖ 豊橋支局 0532-54-9278 ❖ 新城支局 0536-22-0437

マンガ

## 法務局に遺言書を預けることができる?

